

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

検察官の本件処分は、刑事確定訴訟記録法 8 条 1 項にいう「閲覧に関する処分」に当たらないから、本件準抗告の申立てが不適法であるとした原決定は、正当である。したがって、これが適法であることを前提とする本件抗告の申立ても不適法である。

よって、刑訴法 4 3 4 条， 4 2 6 条 1 項により，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 深澤武久 裁判官 井嶋一友 裁判官 藤井正雄 裁判官 町田
顯 裁判官 横尾和子)